生活保護を受給されている方へ

生活保護を受給されている方の健康診査を次のとおり実施します。料金は**無料**です。

対　　象　昭和４７年３月３１日以前に生まれた方
実施方法　登録医療機関での健診
実施期間　平成２３年１２月末まで
申込方法　健診を希望される方はご連絡ください。確認の上、対象となる方には後日健診のご案内と受診券を送付します。

健康診査実施項目
検尿・身体計測・問診・血圧測定・血液検査・診察
医師の判断により心電図・貧血・眼底検査

【問い合わせ・申込先】
健康介護支援課　保健支援班　☎５２－９２８２

協会けんぽ加入の被扶養者の方へ

協会けんぽ（全国健康保険協会）に加入している被扶養者の方も、香美市が実施する集団健診の特定健診を受診できます。

受診には、協会けんぽ発行の**受診券**が必要です。お持ちでない方は、発行申請が必要になりますので、協会けんぽ高知支部までご連絡をお願いします。

なお、健診の予約申し込みは、健康介護支援課（☎５２－９２８２）で受け付けています。

【問い合わせ先】協会けんぽ高知支部
☎０８８－８２０－６０１０

国保だより

香美市国民健康保険に加入している40～74歳の皆さまへ

特定健診を受けましょう！

特定健診の受診券を、本年度は各ご家庭へ訪問して配付します。訪問する係員は、香美市が委託したジェイエムシー㈱の職員と健康づくり婦人会(一部の地域のみ）等です。訪問時期は６月～７月中旬です。

ご自身の健康のために、１年に１回は特定健診を受けましょう。

受診時には
受診券・保険証・自己負担金・問診票
が必要です。忘れないでね！！

病院で治療中の方、定期的に血液検査を実施している方も特定健診の対象です。１年に１回、特定健診を受診しましょう。
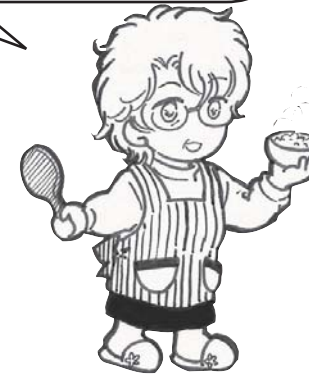
特定健診では、身長・体重・腹囲測定、血液検査、検尿、血圧測定等の検査を実施します。この検査でメタボリックシンドロームを早期に発見することができます。

年に一度は健康チェック！

<全額自己負担で人間ドックを受診予定の方へ>

人間ドック受診当日、受診券を持参し、指定医療機関で人間ドックを受診した場合、人間ドック検査料金から４，８８０円※差し引きしてくれます。

指定医療機関以外で人間ドックを受診される方は、香美市から４，８０８円の助成があります。人間ドック受診２週間前までに、受診券等を持参して申請してください。※年度途中に７５歳になられる方は５，３８０円。

【問い合わせ先】市民保険課　保険班　☎５３－３１１５

特定（集団）健診の日程は、５月号に掲載しています。

犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

犬の飼い主には、**飼い犬の登録**と**年１回の狂犬病予防注射**を行うことが、狂犬病予防法で義務づけられています。狂犬病は人に感染するおそれがあり、発症したら１００％死亡する恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐには、予防注射が不可欠です。

犬の登録と狂犬病予防注射を、６月１４日から各地区を巡回して行います。生後９１日以上の犬を飼っている方は、最寄りの会場まで**問診票を持って**お越しください。

犬を登録している飼い主の方には、集合注射の詳しい日程表を問診票とともに送付しています。問診票に必要事項を記入の上、当日注射会場に持参してください。

ただし、動物病院で注射を受けるなどの理由で集合注射の通知を止められている方には送付していませんので、集合注射を再開されたい方はご連絡をお願いします。新たに犬を飼いはじめた方など、日程表が必要な方はご連絡ください。

※なるべく６月上旬までの日程で注射を受けていただきますようお願いします。
※注射の実施会場へは、必ず飼い犬を制御できる方が連れてきてください。

料　金　１匹当たり　登録３，０００円・注射３，０００円
※つり銭のいらないように、ご協力をお願いします。

お願い
①犬は必ず登録し、鑑札を犬につけておいてください。
②登録事項に変更があった場合には、お知らせください。
　例）犬が死亡したとき。飼い主の氏名や住所が変わったときなど。
③毎年１回狂犬病の予防注射を受け、注射済票を犬につけておいてください。

医院名	電話番号
岡本動物病院	５３－２６８１
さくら動物病院	５７－０３０８
のいち動物病院	５６－４１１７
南国ひまわり動物病院	０８８－８６３－３１５０
なな動物診療所	０８８－８６６－５２０３
佐野獣医科病院	０８８－８６３－００３９
クボタ犬猫病院	０８８－８６４－０５２１
斎藤獣医科	０８８－８６２－０３９３

【問い合わせ先】
まちづくり推進課
環境対策班　☎５３－１０６１

危険物安全週間　６月５日(日)～１１日(土)

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする危険物は事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中にも深く浸透し、欠かすことのできないものとなっています。これらの危険物は、私たちの生活には必要ですが、その取り扱い方法を誤ると火災等の災害を誘発する危険性を持っています。

この週間は、危険物に対する意識の高揚および啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。

統一標語『危険物　無事故のゴールは　譲れない』

☆ご家庭の身近な危険物にもご注意ください!!

暖房用の灯油だけでなく、ライター、殺虫剤スプレー、卓上コンロのボンベ、ヘアスプレー、マニキュア除光液など私たちの身の回りには、危険物を使用した製品が多くあります。普段の取り扱いや保管方法にも注意が必要ですが、特にゴミとして廃棄する際に中身が入ったまま捨てることは、ゴミ収集車の火災にもつながる危険なことです。ゴミの出し方にも十分注意を払ってください。

【問い合わせ先】消防本部消防課　予防係　☎５３－４１７６